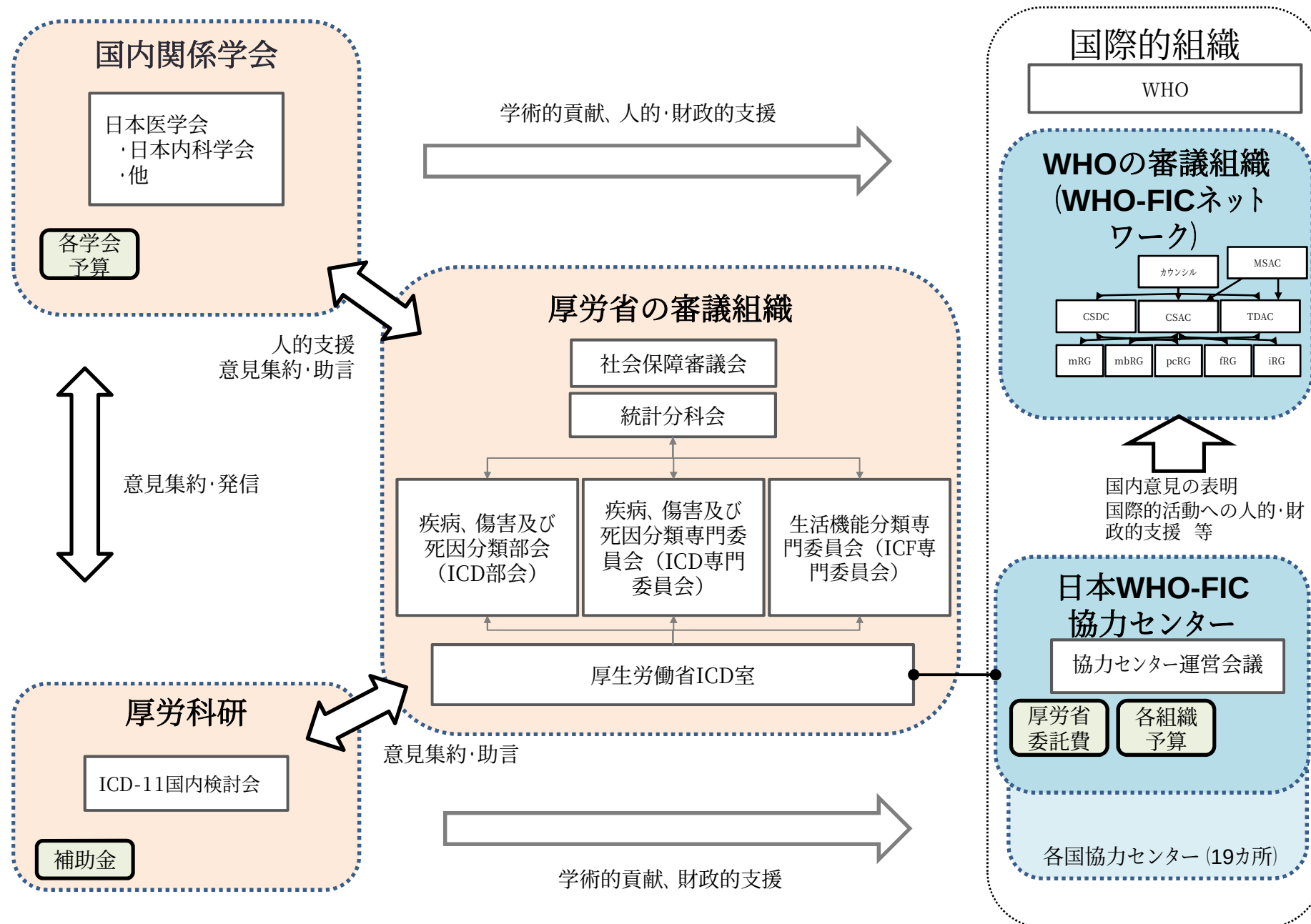


我が国におけるICD検討体制



※ 疾病、傷害及び死因分類部会（ICD部会）

- 社会保障審議会統計分科会の下に設置された組織
- 主にICDの国内適用（告示改正等）のための審議を行う

※ 疾病、傷害及び死因分類専門委員会（ICD専門委員会）

- 社会保障審議会統計分科会の下に設置された組織
- 主にWHOに対するICDの改正意見（国内及び海外からの意見）についての検討を行う
- ICD専門委員は、関係学会からの推薦を受けて任命

※ 日本WHO国際統計分類協力センター（日本WHO-FIC協力センター）

- WHO-FICの活動を専門的・技術的に支援するためにWHO西太平洋地域事務局長から指定された機関
- 現在、北米、独、仏等、18のセンターが指定されている。ICD改正の審議では、各協力センターが、投票権を有する
- 我が国は、次の8組織により構成：厚生労働省国際分類情報管理室（室長がセンター長を務める）、国立保健医療科学院、国立障害者リハビリテーションセンター、国立がん研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、日本病院会日本診療情報管理学会、日本東洋医学サミット会議